

はらからの里：短期入所生活介護 ユニット型個室料金表（1日）

・令和元年10月1日からの料金です。

・食事の料金は1食464円ですが、1日あたりの上限額は各負担段階に記載の料金となります。

介護度	負担割合	負担段階	居住費① 日額	食費② 日額 ※注	介護サービス費③				介護職員処遇改善 加算(1) (8.3%) ④	介護職員等特定処 遇改善加算(1) (2.7%) ⑤	日額合計 ①+②+③+④+⑤
					併設型短期入所生活介護 I	サービス提供体制強化加算(1)イ	夜勤職員配置加算	機能訓練体制加算			
					日額	日額	日額	日額			
1	3割	第4段階	2,006	1,392	2,052	54	54	36	182	59	5,836
	2割		2,006	1,392	1,368	36	36	24	122	40	5,023
	1割	第3段階	2,006	1,392	684	18	18	12	60	19	4,209
			1,310	650							2,771
			820	390							2,021
			820	300							1,931
2	3割	第4段階	2,006	1,392	2,253	54	54	36	199	65	6,059
	2割		2,006	1,392	1,502	36	36	24	133	43	5,172
	1割	第3段階	2,006	1,392	751	18	18	12	66	21	4,284
			1,310	650							2,846
			820	390							2,096
			820	300							2,006
3	3割	第4段階	2,006	1,392	2,472	54	54	36	217	71	6,302
	2割		2,006	1,392	1,648	36	36	24	145	47	5,334
	1割	第3段階	2,006	1,392	824	18	18	12	72	23	4,365
			1,310	650							2,927
			820	390							2,177
			820	300							2,087
4	3割	第4段階	2,006	1,392	2,676	54	54	36	234	76	6,528
	2割		2,006	1,392	1,784	36	36	24	156	51	5,485
	1割	第3段階	2,006	1,392	892	18	18	12	78	25	4,441
			1,310	650							3,003
			820	390							2,253
			820	300							2,163
5	3割	第4段階	2,006	1,392	2,877	54	54	36	251	82	6,751
	2割		2,006	1,392	1,918	36	36	24	167	54	5,634
	1割	第3段階	2,006	1,392	959	18	18	12	83	27	4,515
			1,310	650							3,077
			820	390							2,327
			820	300							2,237

・利用者負担割合について

利用者負担割合				
第1号被保険者 要介護認定を受けている	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合		2割
		同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が	単身は280万円未満	1割
	2人以上は346万円未満		1割	
	本人の合計所得金額が160万円未満			

・利用者負担段階について

第4段階	住民税課税世帯の方
第3段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、第1、第2段階に該当しない方
第2段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方

かつ、下記の条件があります。

- ・住民税非課税世帯でも一定額超の預貯金等(単身では1000万円超、夫婦世帯では2000万円超程度を想定)がある場合には補足給付の対象外とする。
- ・世帯分離後でも配偶者の所得を勘案することとし、配偶者が課税されている場合は補足給付の対象外とする。

詳細についてはお住まいの市町村までお問い合わせ下さい。